

令和3年第6回阿武町議会定例会 会議録

第 2 号

令和3年12月15日(水曜日)

開 会 9時00分 ～ 散 会 10時03分

議事日程

開会 令和3年12月15日(水) 9時00分

開会の宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第1号 阿武町過疎地域持続的発展計画を定めることについて

日程第3 議案第2号 阿武町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第3号 阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第4号 阿武町まちの縁側拠点施設ABUキャンプフィールドの設置及び管理に関する条例

日程第6 議案第5号 指定管理者の指定について

日程第7 議案第6号 町道路線の変更について

日程第8 議案第7号 令和3年度阿武町一般会計補正予算(第5回)

日程第9 議案第8号 令和3年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第3回)

日程第10 議案第9号 令和3年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第2回)

日程第11 議案第10号 令和3年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)

追加日程第1 議案第14号 令和3年度阿武町一般会計補正予算(第7回)

全員協議会 全協報告第1号 契約の締結報告について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)**議席番号**

1番	米	津	高	明
2番	上	村	萌	那
3番	白	松	靖	之
4番	西	村	容	子
5番	松	田		穰
6番	池	田	倫	拓
7番 副議長	市	原		旭
8番 議長	末	若	憲	二

欠席議員 なし**欠員** なし

説明のため出席したもの

町長	花	田	憲	彦
副町長 (総務課長事務取扱)	中	野	貴	夫
教育長	能	野	祐	司
まちづくり推進課長	藤	村	憲	司
健康福祉課長	羽	鳥	純	香
戸籍税務課長	工	藤	茂	篤
農林水産課長	野	原		淳
土木建築課長	高	橋	仁	志
教育委員会事務局長	藤	田	康	志
会計管理者	近	藤		進
福賀支所長	佐	村	秀	典
宇田郷支所長	水	津	繁	斉

欠席参与 **なし****事務局職員出席者**

議会事務局長	俣	野	有	紀
議会書記	矢	次	信	夫

開会 9時00分

開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼、おはようございます。ご着席ください。

議員の皆様には、令和3年第6回阿武町議会定例会最終日のご出席ご苦労様です。本日の出席議員は、8人全員です。これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配布されているとおり、委員長報告、質疑、討論、採決です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番、松田 穰君、6番、池田倫拓君を指名します。

日程第2 議案第1号から日程第7 議案第6号

○議長 日程第2、議案第1号から日程第7、議案第6号までの6件を一括議題とします。まず、特別委員会に付託されました議案6件について委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長(松田 穰) それでは、12月9日に行われました行財政改革等特別委員会に付託されました議案10件のうち、議案第1号から第6号までの6件について、審議の内容と結果を報告いたします。

議案第1号、阿武町過疎地域持続的発展計画を定めることについて、の審議に入りました。これは、本年4月1日に新たに制定された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、過疎地域の対象となる市町村は、

過疎地域持続的発展計画を策定することとされており、この計画の策定について、同法第8条第1項の規定により議会の議決を要するものであるとの説明を受け質疑に入りました。既に着手した事業や計画の見直し時期、支援措置の詳細についての質疑がありました。これに対し、この計画に変更が生じた場合はその都度議会に諮り変更を行うこと、また、計画策定の狙いは借入条件の有利な過疎対策事業債の活用であること、また、メリットとして過疎債の活用、固定資産税の減収補填、国庫補助事業の補助率嵩上げ等があることについて執行部より答弁がありました。他に質疑はなく、原案のとおり可決すべきものと決しました。続いて、議案第2号、阿武町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第3号、阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例、の審議に入りましたが、いずれも特に質疑もなく、原案のとおり可決すべきものと決しました。続いて、議案第4号、阿武町まちの縁側拠点施設ABUキャンプフィールドの設置及び管理に関する条例の審議に入りました。来年3月12日オープンのABUキャンプフィールドの指定管理者とそれを指定する町との関係性、経営責任は何処にあるのか、という質疑があり、運営については指定管理者が行い、最終的な責任の所在は町にあるという内容の答弁がありました。また、キャンプフィールドの料金設定や繁忙期の管理体制等についても質問がありましたが、その価格に見合ったサービスを提供する事や、監視カメラの設置や宿直による対応等を検討しているとの答弁がありました。慎重審議の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。続いて、議案第5号、指定管理者の指定について、の審議に入りました。指定管理者となるあぶクリエイションと阿武町、また新しく発足した阿武町観光ナビ協議会「あぶナビ」との関係性について質疑があり、「あぶナビ」は行政に縛られることなく自由な発想で阿武町の観光を考える民間団体であるとの答弁がありました。慎重審議の結果、原案の通り可決すべきものと決しました。続いて議案第6号、

町道路線の変更について、の審議に入りました。これは、町道東方筒尾線の道路改良による延長、郷川線、汐入野地線及び畠田柳尾線の重複部分をそれぞれ減ずるもので、場所の確認がありましたが、他に質疑はなく原案の通り可決すべきものと決しました。

以上で行財政改革等特別委員会に付託されました議案第1号から議案第6号までの審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で委員長の報告を終わります。続いて、ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑は議案第1号から議案第6号まで一括して行います。一括して質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。続いて討論に入ります。討論は議案第1号から議案第6号まで一括して行います。一括して討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認め、これより採決を行います。採決の方法は挙手により1議案ごとお諮りします。

まず、議案第1号、阿武町過疎地域持続的発展計画を定めることについて、お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員)

○議長 お下ろしく下さい。挙手全員です。よって議案第1号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号、阿武町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員)

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号、阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例、についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(「挙手」全員)

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号、阿武町の縁側拠点施設ABUキャンプフィールドの設置及び管理に関する条例、の制定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(「挙手」全員)

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号、指定管理者の指定について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(「挙手」全員)

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号、町道路線の変更について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員)

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号から日程第11 議案第10号

○議長 日程第8、議案第7号から日程第11、議案第10号までの4件を一括議題とします。まず、行財政改革等特別委員会に付託されました議案4件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長 それでは、行財政改革等特別委員会に付託されました議案第7号から議案第10号までの4件について、審議の内容と結果の報告をいたします。

議案第7号、令和3年度阿武町一般会計補正予算(第5回)、の審議に入りました。歳出から款ごとに質疑を受けました。2款総務費、1項総務管理費、3目のうそんセンター費、4目ふれあいセンター費に関して、町民センターの多目的ホールの照明はLED化されているが、のうそんセンターやふれあいセンターのホールの照明は今後LED化する予定があるのか、との質疑がありました。これに対し、光量の大きなLED照明は高価ではあるが、消費電力や明るくなるまでの時間を考えても交換した方が良いと考えており、保育園は既に交換済み。のうそんセンター、ふれあいセンターについても既に見積もり済みであり、特にのうそんセンターの多目的ホールは老朽化が進んでおり、ふれあいセンターとともに、緊急時の避難場所でもあることから緊急防災・減災事業債を活用して行う予定である、との答弁がありました。また、8目企画振興費、18節負担金補助及び交付金で、阿武町未来を担う人材育成事業負担金について、高校生の海外語学研修が、コロナの影響により2年続けて中止になっているが、何か代替案を考えられないか、との質疑がありました。これに対し、この事業は周防大島町、和木町、阿武町の3町共同で実施している事業で、来年度も3

町共同で行う予定で考えている、万が一中止となった場合は、国内での代替案も今後検討するとの答弁がありました。その他、2目財産管理費の10節需用費(修繕料)の内容、8目企画振興費、14節工事請負費、遊具営繕工事の場所や工事内容、12目まち・ひと・しごと創生特別事業費、17節備品購入費の購入備品の内訳等について質疑があり、それぞれ執行部より適切な答弁がありました。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業政策費、18節負担金補助及び交付金の「果樹経営支援対策事業補助金」について整備する送風機について質疑がありました。これに対し、今年のように遅霜による被害を受けた経緯もあり、防霜用のファンを2つの団地に整備するものであるとの答弁がありました。また、14節工事請負費のその他工事の内容や場所等について質疑があり、それぞれ執行部より適切な答弁がありました。17目農地集積・集約化対策事業費、18節負担金補助及び交付金の機構集積協力金の交付先についての質疑があり、10月22日設立の「あぶキウイファーム」及び11月15日設立の「なごファーム」が、農地中間管理機構から農地を借り入れる担い手として設立されたことによる機構集積協力金であるとの答弁がありました。2項林業費、1目林業政策費、12節委託料と14節工事請負費の費目の組み替えの場所はどこか、との質疑があり、阿武中学校裏山の落石等を防止するための法面工事に合わせ、繁茂竹林を除去するもので、当初森林組合に委託予定でありましたが、法面工事との協議の中で、法面工事施工業者が行った方が効率よく実施できるとの事により、委託料から工事請負費に費目の組み換えを行うものであるとの答弁がありました。3項水産業費、1目水産業政策費、18節負担金補助及び交付金で、漁業経営構造改善事業補助金について、活魚槽施設のブローラー老朽化による更新にかかるものと聞いたが、それ以外にも老朽化が目立つ機器もあるように思うが、どのように考えているか、との質疑があり、今回は、活魚槽のブローラーポンプを更新するための補助金で町単独で補助したものであり、この他にも更新が必要なも

のがあれば漁協を通じて要望を上げていただければ対応していくとの答弁がありました。ここで、7款1項商工費、3目道の駅産業振興費、14節工事請負費に関連して、執行部より、道の駅内大型車駐車場の設置に関する資料の配布があり、大型車用の駐車場設置に関する経緯、計画及び導線等について説明がありました。これに対して、設置場所の是非、ちびっこ広場との間の安全対策、来場者の安全対策等についての質疑がありましたが、執行部よりそれぞれ適切な答弁がありました。また、同じく道の駅の関連で、奈古漁港線と国道191号との交差点の改良についても執行部より資料の配布があり、奈古漁港線から国道191号萩方面へ出る際の事故防止を目的に、交差点を萩方面へずらす計画について説明がありました。これに対して、現状の横断歩道を萩方面に移動できないか、との質疑があり、交差点が萩方面にずれる分横断歩道もずらす予定である、との答弁がありました。8款土木費、2目橋梁費、12節委託料、橋梁補修設計業務委託料について、これは藤原橋の補修にかかる委託料だと聞いたが、藤原橋について町として今後どのようにされる予定か、との質疑がありました。以前より早期の補修について要望もお聞きしているが、まずは補修するとした場合に、どの程度の経費がかかるのかを試算した上で費用対効果を見極めながら検討を進めたいと考えており、設計業務委託料を計上した、との答弁がありました。また、14節工事請負費の橋梁補修工事の減額はどこの橋か、と質疑があり、宇田郷の千歳橋と奈古の鹿島大橋の工事で、精算見込みによる減額補正との答弁がありました。

以上で歳出の審議を終え、次に歳入の審議に入りました。歳入に関しては、14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金に関連し、3回目のワクチン接種に関する阿武町での今後の予定やワクチンの種類について質疑があり、阿武町内でも12月半ばより医療従事者の接種を開始、2月頃から高齢者の接種開始、と考えているが、

2回目接種から8か月経過後とするか、6か月後へ前倒しするかはまだ不明、また前回までは多くの方がファイザー製ワクチンを接種したが、ワクチンの供給量によって3回目はモデルナ製ワクチン使用の可能性もある、との答弁がありました。他に質疑はなく原案の通り可決すべきものと決しました。

続いて議案第8号 令和3年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第3回）、議案第9号 令和3年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第2回）、議案第10号 令和3年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）、について、慎重審議を行いました、特に質疑もなく、いずれも可決すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託された議案第7号から議案第10号までの、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で委員長の報告を終わります。続いて、ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑は議案第7号から議案第10号まで一括して行います。一括して質疑はありませんか。

（「なし」という声あり。）

○議長 質疑なしと認めます。続いて討論に入ります。討論は議案第7号から議案第10号まで一括して行います。一括して討論はありませんか。

（「なし」という声あり。）

○議長 討論なしと認め、これより採決を行います。採決の方法は挙手により1議案ごとお諮りします。

まず、議案第7号、令和3年度阿武町一般会計補正予算（第5回）、についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（「挙手」全員。）

○議長 お下ろしく下さい。挙手全員です。よって、議案第7号は委員長報告

のとおり可決されました。

次に、議案第8号、令和3年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第3回）、についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（「挙手」全員。）

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号、令和3年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第2回）、についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（「挙手」全員。）

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、令和3年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）、についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（「挙手」全員。）

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

追加日程第1 議案第11号、令和3年度阿武町一般会計補正予算(第6回)

○議長 ここで、町長から議案第11号が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議案としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第11号を日程に追加し、追加

日程第1として議題とすることに決定しました。追加日程及び議案については、お手元に配布のとおりです

追加日程第1、議案第11号、令和3年度阿武町一般会計補正予算(第6回)、について執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは、追加議案をお願いいたします。議案第11号、令和3年度阿武町一般会計補正予算(第6回)、についてご説明いたします。

まず、第1条第1項は、令和3年度阿武町一般会計の歳入歳出予算の総額に対して、今回の補正額は1,905万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を31億432万円とするものです。また、第2項は、歳入歳出予算の款項の区分とその金額は、別冊補正予算書の第1表歳入歳出予算補正のとおりとするものであります。以上で説明を終わります。

○議長 続いて説明をお願いします。説明は歳出からお願いします。補正予算書8ページ、3款民生費から、健康福祉課長。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 続いて、ただ今の執行部の説明に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(7番、市原 旭議員「はい」と呼ぶ声あり)

○議長 7番、市原 旭君。

○7番、市原 旭 支払日というのがもう決まっておれば教えていただければと思います。クリスマスも近いので。

○議長 健康福祉課長。

○健康福祉課長 支給の開始につきましては、12月24日を開始日としております。

○7番 市原 旭 分かりました。

○議長 他に質疑はありますか。

(「なし」という声あり。)

○議長 他に質疑ないようですので、これをもって質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認め、これより採決に入ります。採決の方法は挙手により行います。

お諮りします。議案第11号、令和3年度阿武町一般会計補正予算(第6回)、
について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員)

○議長 お下ろしく下さい。挙手全員です。よって議案第11号は原案のとおり可決されました。

ここで、全員協議会のため、暫時休憩いたします。資料を持って委員会室の方へ移動をお願いします。

休 憩 9時36分

この間、全員協議会

再 開 9時54分

○議長 それでは、全員協議会のための休憩を閉じて、会議を再開します。

ここで、閉会に先立ち、ただ今より町長が挨拶を行います。町長。

○町長 令和3年第6回阿武町議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。まずは、今期定例会にご提案を申しあげました追加議案を含む11議案につきまして、原案どおりご議決賜りまことにありがとうございました。

特に、先ほどの18歳以下への10万円の給付に係る子育て世帯臨時特別給付金につきましては、国の方針が日々大きく揺らぐ中で、私といたしましては、当

面5万円と、そして年が明けて5万円分のクーポンの配布というふうなことよりも、年内、できればクリスマスまでに一括して10万円の現金給付を、現金をお届けした方が、より喜ばれ効果的であり、また、本町の実情に合っていると判断いたしましたので、本日敢えて補正予算の追加議案を上程させていただいたところでもあります。ご議決賜りまことにありがとうございました。また、今期議会は、改選後の初めての定例会ということで、一般質問も行われたところではありますが、新たに議員になられた方を含めて多くの議員からのご質問、あるいはご提言等もいただいたところでありまして、重ねて感謝を申し上げる次第であります。

さて、今年も新型コロナに翻弄された1年でありましたが、阿武町においては、医療関係者から始まる第3回目のワクチン接種も、昨日から始まったところではありますが、年が明ければ高齢者や一般の方への接種も順次始まって参りますが、スムーズな接種がされるようしっかりと対応して参りたいと思っております。また、町の将来を展望して実施中の大型プロジェクトであります、まちの縁側事業、あるいは光ファイバ整備事業も着々と進捗しており、来春のグラウンドオープン、また供用開始が待ち遠しいところでもあります。また一方で、本町にはI, Uターン対策、少子化対策、空き家対策、新たな交通体系の確保対策、高齢者・障害者対策、各種福祉対策等々正に喫緊の課題が山積しております。こうした中、私の政治姿勢はいつも申し上げておりますが、打てば響く！町民の一人ひとりに寄り添う町づくりであります。私は就任以来常にこのことを胸に、町民の皆さんに喜んでいただける各施策を、私なりに一生懸命実施してきたつもりであります。繰り返しになりますけども、今期定例会では、議員各位には多くのご質疑、ご提言等もいただきましたが、私は今後もこれらをしっかり受け止めて参考にしながら、また町民の皆さんのご理解を得ながら真に町民のためになる施策を展開して参りたいと思っております。

年が変われば令和4年となり、令和3年度も残すところ3カ月となり、新年年度予算編成も鋭意進めるわけではありますが、しっかりとした将来展望の中で、町の中に芽吹いてきた芽を大きな幹に育てなければなりません。その意味でも議員各位におかれましては、今後ともご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

縷々申し上げましたが、最後に議員各位の今後のご健勝、ご多幸を、そして、それぞれのご家族がお揃いで輝かしい新年をお迎えになられますよう心からご祈念申し上げ、合わせてこの1年間の厚情に対し感謝を申し上げ、今期定例会の閉会にあたっての私からのお礼の挨拶とさせていただきます。今年1年大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長 以上で町長の挨拶を終わります。

閉会にあたり、私の方からも一言ご挨拶を申し上げます。12月8日から本日までの8日間の阿武町議会第6回定例会も、議員各位の積極的な審議のお陰をもちまして、本日閉会の運びとなりました。お礼申し上げます。

新しく議員になられた4人の方には、初めての定例議会ということで、緊張感があったと思いますが、今後も4人だけでなく8人全員が緊張感を持って今年議会活動に取り組み「選ばれる町阿武町」の構築のため全力で頑張っていかなければならないと強く思います。阿武町議会も、町民の負託に応えていくために、議員各位には、今後ともご尽力をいただきたいと思います。

今、日本は国内外を取り巻く政治、経済、治安は何れを取りましても、予測し難い極めて厳しい状況で、先が見えないところであります。特に、沖縄尖閣諸島や台湾海峡を含む東アジア地域での治安、世界的なオミクロン株の感染拡大などからの日本の安全安心をしっかりと守るために、政府にはしっかり行動してほしいと思います。

皆様方におかれましては、年末、年始を迎え、ご多忙な毎日が続くものと思

われますが、年明けには成人式、消防出初め式の行事もあります。どなたも健康管理には十分配慮されまして、ご家族お揃いで健やかに令和4年の新春をお迎えになられますことを願っているところです。皆様方のさらなるご活躍とご多幸を祈念申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、令和3年12月定例会の閉会のご挨拶といたします。

以上で、12月8日から本日までの8日間の全日程を終了しました。

これにて、令和3年第6回阿武町議会定例会を閉会します。

全員ご起立をお願いします。一同礼、お疲れさまでした。

閉会 10時03分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長

阿武町議会議員

阿武町議会議員

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 松 田 穰

阿武町議会議員 池 田 倫 拓